パート、アルバイト、派遣だからといって



2020年4月からパート有期法第8条にも とづく「同一労働同一賃金ガイドライン」が 示されました。それは玉手箱を開けたらボ ヨヨ〜ンと出てきたのではなく働く人たちや 労働組合が声をあ

げ続けて実現 した大切な 権利です。 でも多くの企業 で遵守されてい ません。



労働組合では「ボーナス」は賃金の一部の後払いであるという考えから 「一時金」と呼んでいます。

法律をまもれ!

と声をあげて



大企業は 儲けすぎて



466兆円

全労連・国民春闘共闘委員会 〒113-8462 東京都文京区湯島2-4-4 全労連会館内

TEL (03) 5842-5611 FAX (03) 5842-<u>5620</u>

同じ仕事

なのに